

夜間「学習・進路相談室」運営要綱

(設置目的)

第1条 学力不振及び進路不安等で悩み、外出しにくい傾向にある不登校生徒に対して、夜間、学校と異なった環境のなかで、カウンセリング、学習指導及び進路相談等を実施することにより、生徒の自立と学力の向上を促し、学校生活への復帰や進路目的の達成を援助、指導するため、教育相談センター内に夜間「学習・進路相談室」（以下「相談室」という。）を設置する。

(管理及び運営)

第2条 相談室の管理及び運営は、教育相談センター所長（以下「所長」という。）が行う。

(開設日及び開設時間)

第3条 相談室を開設する日は、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第7条に規定する休業日を除く。

2 相談室を開設する時間は、午後5時から午後8時までとする。

(利用できる生徒)

第4条 相談室を利用することができる生徒は、新潟市の中学校に在学している生徒とする。

(指導主事等)

第5条 相談室に指導主事及び指導員を置く。

2 所長は、必要があると認めるときは、相談室に前項に掲げる職員以外の職員を置くことができる。

(指導内容)

第6条 相談室の指導内容は次のとおりとする。

- ① 相談室に通室することを希望する生徒（以下「希望生徒」という。）に対する通室前指導に関すること
- ② 相談室の指導計画の作成に関すること
- ③ 相談室に通室する生徒（以下「通室生徒」という。）の援助及び指導に関すること
- ④ 通室生徒の保護者及び学校との相談に関すること
- ⑤ 関係機関との連携に関すること

(通室手続き)

第7条 希望生徒の保護者は、夜間「学習・進路相談室」通室（新規・継続）願い書兼依頼書（別記様式第1号。以下「願い書兼依頼書」という。）を在籍校の校長（以下「校長」という。）に提出するものとする。

2 校長は、前項の規定により願い書兼依頼書が提出されたときは、その内容を確認し、通室が適当と認める場合は、所長に提出するものとする。

(通室の決定等)

第8条 所長は、前条第2項の願い書兼依頼書を受理した場合、親子面接を行い、相談室に通室することが適当かどうかを決定する。

2 所長は、相談室に通室することが適当と決定した場合、夜間「学習・進路相談室」通室決定通知書（別記様式第2号）により校長に通知する。

3 校長は、前項の通知を受理した場合、その内容を前条第1項の保護者に通知する。

(通室終了手続き)

第9条 通室の終了は、通室生徒の適応状況等を考慮し、校長と協議のうえ、所長が決定する。

2 所長は、前項の決定を行ったときは、夜間「学習・進路相談室」通室終了通知書（別記様式第3号）により校長に通知する。

(通室期間の取扱い等)

第10条 通室生徒が相談室に通室した期間は、在籍校に出席した期間として取り扱うものとする。

2 所長は、通室生徒が通室した日数及び通室状況を毎月、校長に報告する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、相談室の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。